

復興支援フォーラムニュース No. 57

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<連絡先 今野順夫 (tkonno67@gmail.com) >
=====

<第54回ふくしま復興支援フォーラムでのご意見等>

昨年末12月26日、福島市キッチンガーデンビルで、第54回ふくしま復興支援フォーラムを開催し、37名の参加がありました。「エネルギー革命による地域の自立～会津電力設立の経験から～」をテーマに、佐藤彌右衛門氏（会津電力社長）から、詳しい報告をいただいたのち、活発な質疑応答が続きました。

以下は、提出された文書によるご意見等です。

終了後、ささやかな「忘年会」。和気あいあいと、新年への抱負等で盛り上がりました。

~~~~~

★ 上流から下流まで、自前でまかなうことができるエネルギーへの志と気概を十分に感じました。(Y.T)

★ 福島も！(H.S)

★ 形にすることがどれだけ大変だったのでしょうか。今までの経験・経歴があったからこそ、会津電力を立ち上げたのでしょうか。この理念を最後まで貫いてください。(Y.I)

★ もう少し具体的な話がききたかった。(H.S)

★ ハッキリとしたビジョンに強くひかれました。「福島は自立できる」という言葉が印象的です。福島から「興す」ことを意識していきたいと思いました。(K.O)

★ 今後の発展に絶大な期待をしています。(K.F)

★ 再生可能エネルギーについて、よい話をきかせていただきました。(T.O)

★ 大変興味深く聞かせてもらいました。佐藤さんのまず第一歩を踏み出す姿勢に学ばせてもらえる所が多かったです。福島からの第一歩。大きく踏み出していけるといいなと思いました。福島からの発信がないという言葉も印象的でした。(N.S)

★ 地域で自立した電力会社を、地域のファンドを集めてはじめることに大いに賛同いたします。(K.M)

★ ざっくばらんな語り口でしたが、非常に感動するお話でした。喜多方出身でもありますので、ささやかでも、出資の面で協力したいと思います。(T.I)

★ 会津電力株式会社は、復興ののろしだと思います。欧州のように、発送電分離となり、消費者が使用する電力を選択できるようになるのは、まだ時期尚早ではあると思いますが、地元を真に支える力を市民が認識し、ライフスタイルを変えていけるような未来を築いていきたいです。(K.M)

★ 福島県の目指す方向が見えた気がします。無視される、笑われる、恐られる、大切かと思いました。(T.Y)

★ 会津の人の進取な気性と、故郷を傷つけた存在に対する怒りが原動力になっていることを感じた。まさに信なくば立たずだなと思った。(T.H)

★ とても熱の入った話、筋の入った話に感銘いたしました。(O.S)

★ 会津では水力が豊かなので、小水力発電を進めるべきと思いました。太陽光発電はコストも高い。天候の良い太平洋沿岸部に適しており、地域を考えるべきと思います。(M.T)

★ 1月に話をきいたことがある。1年で随分と話が進んだと感心した。(Y.I)

★ 地方を豊かにする。中央が主役でなく、地方が主役になってこそ、実現する。「脱原発は福島」からの起爆剤になることを期待する。(T.H)

★ 今日遅刻して、Q・Aの時間に着席しました。意見を述べる資格ないです。私も原発反対ですが、再生可能エネルギーとベンチャーやインターネットを比較するのはちょっと乱暴では。使う方は原子力でも同じだから、でも応援する方が多いなら、大いに意義あり。(S.N)

=====  
【予告】 第56回ふくしま復興支援フォーラム」(2014年1月23日(木) 18時30分～)  
テーマ 「東京新聞はなぜ脱原発か」  
報告者 井上能行氏(東京新聞編集委員<福島駐在>)  
会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ(アオウゼ)」 大活動室1  
MAX ふくしま4F(福島市曾根田町1-18)

=====  
【予告】 第57回ふくしま復興支援フォーラム」(2014年2月6日(木) 18時30分～)  
テーマ 「福島県の畜産の現状と復興の課題(研究所の視点から)」  
報告者 志賀茂氏(福島県農業総合センター畜産研究所所長)  
会場 福島市 市民活動サポートセンター A会議室  
(チェンバおおまち3F/福島市大町4-15)

=====  
【予告】 第58回ふくしま復興支援フォーラム」(2014年2月20日(木) 18時30分～)  
テーマ 「汚染土壌の減容化について」  
報告者 椿淳一郎氏(名古屋大学名誉教授・米沢市出身)  
会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ(アオウゼ)」 大活動室1  
MAX ふくしま4F(福島市曾根田町1-18)

# 「原発事故県外避難者が抱える問題と構造」 ——タウンミーティング事業の取組・支援活動からみえてきたこと——

佐藤彰彦(福島大学うつくしまふくしま未来支援センター)

## ■報告の全体像

報告者が所属する社会学広域避難研究会<sup>1)</sup>富岡班では2011年秋から、東京電力福島第一原発事故に伴い避難を余儀なくされた福島県富岡町民への聞き取り調査を進めてきた。その後、当事者団体が実施するタウンミーティング事業を中心とした支援にかかわるなかで、主に次のことが明らかになってきた。1)避難者が抱える問題は極めて広範かつ複雑であること、2)しかしながら、こうした問題が政策の現場では正確に認識されていないこと、3)そのため、現行の政策が必ずしも十分な被災者救済に繋がっていないこと、4)一方で、地域復興に向けた政治的決定が急速に進み、原発避難者（以下、強調箇所以外では「避難者」という）が抱える問題は深刻化の一途を辿っていること、5)その背後には地方自治を取り巻く我が国の法制度と、6)問題の深刻化を後押しする世論の存在を否定できないこと。

これらは、現行の復興政策が据えている前提（早期帰還と原地復興）と避難者が直面している問題（生活再建と長期スパンでの帰還）との間の乖離故に生じており、このままでは現行政策の破綻、あるいは、避難元自治体の消滅すら現実に起こる可能性もある。この状況を改善するためには、避難元自治体の〈コミュニティ〉の維持・存続、そこから町行政を通じた政策過程への回路、世代や家族のライフスタイルを考慮した長期政策が必要である。

## ■問題の所在——報告に先立って

2011年12月16日、当時の野田佳彦内閣総理大臣が本部長を務める原子力災害対策本部において、東京電力福島第一原子力発電所（以下「原発」という）の「原子炉が冷温停止状態に達し発電所の事故そのものは収束に至ったと判断をされる、との確認」が行われ、その後の記者会見において野田首相自らによって「事故収束に向けた道筋のステップ2が完了したこと」が宣言された<sup>2)</sup>。しかし、その後も原発ではトラブルが多発し、なかでも放射能汚染水問題は2020年の東京オリンピック招致にかかる懸念事項となり、安倍晋三首相が「安全宣言」をするも、その収束目処は立っていない。すでに東日本大震災から三年目を迎える今も、原発からの放射能漏れ、汚染水問題や廃炉作業の遅れ、避難元自治体における除染作業やインフラ復旧の遅れなどが相次ぎ、被災した人たちは今なお先のみえない避難生活のなかで苦悩している。これは旧警戒区域や計画的避難区域、特定避難勧奨地点などからの強制避難者に限られたことではなく、福島内外の地域で「生活内避難」<sup>3)</sup>を続けている人たちにも共通していえることだろう。

2013年5月28日、双葉町の区域再編を最後に、原発事故後に設定された警戒区域がすべて解かれたことにより、帰還時期設定や避難指示解除など、今後避難元地域で起こり得る政策決定のすべての責任は当該市町村が負うこととなった。にもかかわらず、依然として国の政治・政策が地域の帰還・復興に大きな影響力を持ち続け、避難者の苦悩を増長し、

結果的に彼らの生活再建や地域復興を阻害する要因になっている<sup>4)</sup>。

さらに、こうした避難者を取り巻く問題は、国県、被災市町村に加え、原発事故の当事者である東京電力（以下「東電」という）という寡占企業が関与し、避難元自治体の原地復興と連動した政策や賠償等を通じて、避難者の生活再建に多大な影響を及ぼしている点にも注意を払う必要がある。以上をふまえて本報告では、原発事故によって避難を余儀なくされた避難者が、事故後約二年半余りの避難生活で抱えている問題群に焦点をあて、上述のアクターや政策・制度等とのかかわりのなかから、それらの実状と構造を実証的に読み解いていくこととする。

## ■原発避難者を取り巻く問題構造の基本骨格——報告内容から

### (1) 原発避難問題の基本骨格

KJ法による第一段階のラベリング情報をもとに整理した問題構造（図1）を概観してみよう。避難実態として住民のなかでもっとも共有されているのは、地域に存在していた「暮らし」や「人生そのもの」が奪われたことに対する喪失感である（図1中の①）。避難生活の長期化に伴って避難者の喪失感が高まってくるが、それらは放射能汚染による健康不安や生活不安に起因しており容易に解決される問題ではない（図1中の②）。住民はそうした不安定な環境のもと、生活再建と帰還の狭間で様々な問題に直面し続けている（図1中の③）。自分たちの生活再建や将来的な帰還判断を左右する大きな要因のひとつとして、子どもたちの将来に対する不安と責任があるが（図1中の④）、これは年代や性別を問わず住民間に共有されている。

一方で、避難者にとって国県等による政策展開はどのように映っているのだろうか。ラベリング作業の結果からは「区域再編は、国と行政、業者側の都合によるインフラ整備と補償金支払い軽減のためのもので、町民が安心・安全に戻れるためのものではない」。すなわち、避難者の帰還と賠償による原発事故の早期決着が重視されているということになる（図1中の⑤）。また、福島県については「県外避難者の対応は（本来県が調整・対応すべきところを富岡）町がフォローして」おり、避難者が「県外にいるのが悪いかのような対応をとっている」<sup>5)</sup>という批判が強い（図1中の⑥）。住民らはこうした国県の動向とともに、帰還・復興政策に影響を及ぼすであろう世論に対しても「原発被害の現実が風化して」いることを危惧している（図1中の⑦）。

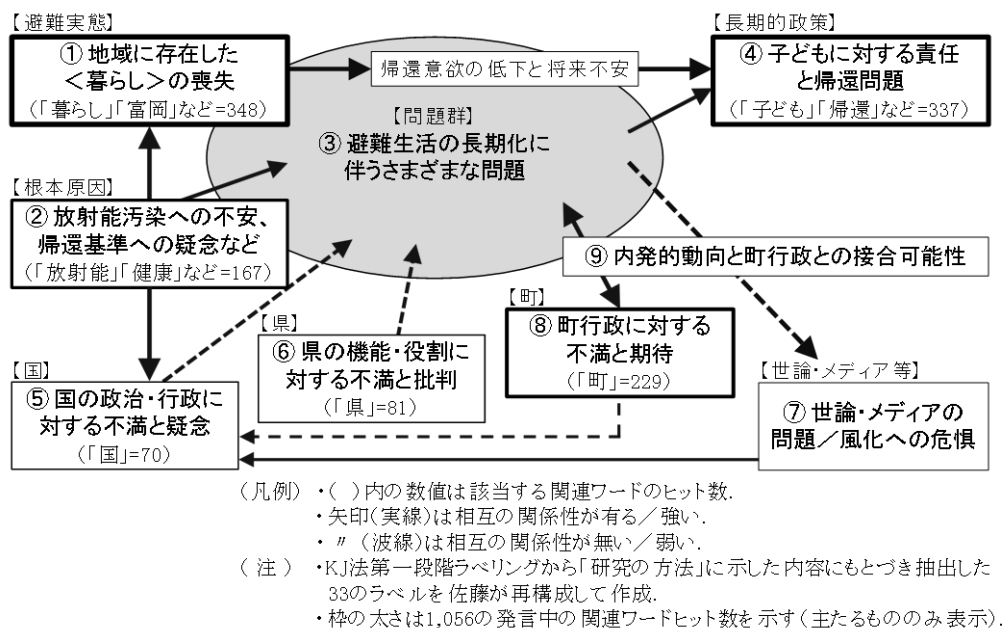


図1 原発避難者を取り巻く問題構造の基本骨格

また、町の対応に対しては「欲しい情報が入らない」ことや仮設住宅と借上げ住宅との情報や支援格差、首長や議会の動きがみえないことなどへの不満のほか、帰還など町の将来にかかる「具体的な方向を示してくれれば」といった要望もあがっている（図1中の⑧）。一方、そうした不満や「不安も出し合いながら避難住民の声を共有し組織的な力で行政や国に意見として提示して復興につなげて」いこうという声も出ている（図1中の⑨）。

## (2) 放射能汚染と健康不安——その根本原因は原発事故と収束問題

こうした問題構造の原因として、放射能汚染による健康不安や生活不安をあげたが（図1中の②）、ここでは次の点で注意が必要である。「原発事故の危険性」から避難を決断した富岡町（原発事故後に避難した川内村、飯舘村などとは避難要因が異なる点に注意）の避難経緯を考えれば、先に示した諸点は避難の結果として表れている問題に過ぎず、そもそもの原因は「事故の危険性」や「事故収束への疑問」である。このことは例えば、避難指示区域の再編をめぐる周辺町村が国の申し入れを受入れるなか、富岡町が住民の生命を守る立場から「原発事故の収束が見込まれないなか住民を帰還させること」を拒み続けたことから明らかである<sup>6)</sup>。したがって、避難元自治体・住民からすれば、原発事故とその収束という根本的な問題が解決されない限り地域への帰還と復興は成され得ないわけだが、そこには双方で共有されている二つの大きな問題がある。ひとつは、現行の早期帰還・復興政策を推し進めようとする国県の動向である。もうひとつは、地元行政や住民が何十年と当たり前にかかわり、生活の基盤を形づくってきた東電や原発に対する信頼の崩壊とそこに重なる国県への不信が、現行の帰還・復興政策によってさらに増長されていることである。

### (3) 長期的視野からの政策展開の可能性ほか

住民が現在、避難生活のなかで抱えている大きな課題として、子どもたちの将来に対する不安と責任があった（図1中の④）。ここでは、住民の間で「子どもの将来を含めた」将来設計、「子どもや両親との関係を考慮」した居住先などの選択が、子どもの成長や親の老後といった世代や家族のライフサイクルに応じて考えられていることに注目したい。このことは、避難者にとってみれば直面する問題群の解消と避難元地域の復興が、現行の事故後数年程度のスパンではなく、数十年のうちに段階的に捉えられていることを示している。

また、帰還・復興政策等にかかる町の対応に対し、住民のなかに多くの不満や要望があることについては先にふれたとおりである（図1中の⑧）が、この点についてTCFが主催した公開討論会<sup>7)</sup>の成果をもとに考察を加えたい。住民にとって「地元行政が（自分たちのために）何をしているのかなかなかみえない」うちに政策が展開されていく状況は、彼らに「町は国のいいなりじゃないか」「（町は）原発事故は本当に収束していると思っているのか」「（町は）年間20ミリシーベルトの積算被曝量を本当に安全だと思っているのか」という疑問を抱かせるに十分である。しかし、公開討論会を通じて明らかになったのは、避難生活上の問題群に関して、首長・行政・議会と住民との間に大きな認識の違いはなく、要望活動などのかたちで対応も進められてきたという事実であった。すなわち、図1中の③の問題群について、町の行政・住民間には本来、意識上の大きな乖離がないにもかかわらず、双方の考えや行為が見えづらく、伝わらない。そのため、相互認識がないままに住民の町行政に対する不満や批判が拡大してきたと捉えることができる。

こうした状況をふまえるならば、(2)に示した問題が依然障壁として存在するものの、タウンミーティングから出てくる不満や「不安も出し合いながら避難住民の声を共有し組織的な力で行政や国に意見として提示して復興につなげて」いこうという声も出ている状況（図1中の⑨）は、町行政を介して政策立案や法制度の整備・改善につながる回路を町民たちが持ち得ることを示している。

### (4) 問題の全体構造

以上から、避難者を取り巻く問題の全体構造は次のように整理することができる。避難者の間では、地域に存在した<暮らし>の喪失が最も大きな問題として捉えられている。しかし、その根本原因は「事故の危険性」や「事故収束への疑問」にこそあり、これらが解決されない現状において、避難生活上生起している様々な問題は一向に解消されない。重ねて、そこには国県の早期帰還・復興政策という障壁が存在するが、一方で、避難者のなかには、世代や家族のライフスタイルを勘案した生活再建の模索、町行政を介した政策的回路の創出可能性も見いだされる。

#### [注]

- 1) 本研究会は山下祐介を代表とする社会学者からなる研究グループで、2011年6月の発足以来、原発避難問題に焦点をあてた調査研究に取り組んできた。メンバーの多くは、東日本大震災発生後の被災地や東京電力福島第一原発事故に伴う避難者を受入れている福島県内外の地域で支援活動や調査活動にかかわってきた。
- 2) 首相官邸ホームページ「野田内閣総理大臣記者会見」, (2013年8月12日取得, <http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2011/1216kaiken.html>) .
- 3) 社会学広域避難研究会による避難者・避難地域の分類のひとつ。「地域にとどまりながらも(子どもの健康不安・配慮などから)日常生活が平常に行われていない」という意味で「原発避難が行われている」状態を指す。
- 4) 警戒区域の設定は、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、市町村長が行なうこととされている。今回の原発事故では、「領土内の安全」に責任を負う自治体の「自治の根幹をなす問題に、(略)国が手を突っ込まざるを得ないほど緊迫した事態で」あり、「こうして進められた警戒区域の設定は、もはや住民自治を越えて、この国と国民の安全を守るための非常措置であったと理解できる」(山下ほか 2013: 255-260)。しかしその後、さらに国が主導するかたちで警戒区域の解除が進められ、同時に避難指示区域の再編成が賠償問題とセットで扱われることとなった。区域再編は国と自治体間の交渉はあるものの、基本的には国が策定した再編案を市町村が了承するかたちで進められた。また、財物賠償と精神的賠償の支払い基準は、原子力損害賠償円滑化会議において経済産業省資源エネルギー庁と東電を中心に検討・決定され、避難指示区域に応じて支払総額に差が設けられた。こうした早期帰還を目指した一連の政策決定は、今なお避難者の生活再建に大きな影響を及ぼしている。
- 5) 福島県は自主避難者の県外借上げ住宅の新規受付を2012年12月28日で終了した後、県外自主避難者のうち子どもまたは妊婦のいる世帯に対し、福島県内の借上げ住宅に住み替える場合に限り支援を行っている(入居期間は2014年3月31日まで)。
- 6) 富岡町はこうした立場から、国との折衝時において、事故収束に至らない第一原発の状況を鑑み「住民の安全性が担保できない限り、区域再編は認めても警戒区域の解除は認めない」姿勢を示してきた(2013年1月に行なった役場職員への聞き取り調査にもとづく)。
- 7) 2013年2月16日、TCFは「とみおか未来会議」という公開討論会を開催した。これは、タウンミーティングの結果から今後必要と思われる重要な政策論点を提示し、復興に向けた建設的な道筋を探ることを目的として行われたものである。登壇者は復興大臣、環境大臣、富岡町長、同議会議長、TCFメンバーと筆者(両大臣は公務のため当日欠席)。

#### [文献]

山下祐介・市村高志・佐藤彰彦, 2013, 『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐる』  
明石書店。